



指名停止措置について

桐生市防災情報伝達システム整備工事において、無線免許に関する申請手続き等を受注者が行っていなかったことについて、桐生市請負業者等指名停止審査委員会に諮り、下記の通り指名停止措置を行います。

■ 内 容 1 指名停止業者

日本電気株式会社
(種別：工事及び物品役務)

株式会社エスビイデー
(種別：建設コンサル及び物品役務)

2 指名停止期間

日本電気株式会社
令和5年6月29日 ～ 令和6年3月28日 (9か月間)

株式会社エスビイデー
令和5年6月29日 ～ 令和5年7月28日 (1か月間)



【問い合わせ】
総務部契約検査課 検査・車両担当 石原
TEL 0277-46-1111 (内線552)